



# ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について

## 構成

- 1 電動車の普及促進にあたっての基本的な考え方
- 2 普及促進に向けた施策・制度（案）
- 3 インフラ整備の方向性（案） →次回部会で検討

## 実行計画の取組指標

- 令和3年3月に策定した「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、**2030年度の府域の温室効果ガス排出量を40%削減**（2013年度比）する目標を設定。排出量と密接な**取組指標**として次のとおり設定。
  - 軽自動車を除く乗用車の新車販売に占める**電動車※の割合** **10割**
  - 乗用車の新車販売に占める**電動車の割合** **9割**
  - 乗用車の新車販売に占める**ゼロエミッション車の割合** **4割**

※電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、ハイブリッド車(HV)、燃料電池自動車(FCV)のこと

## 普及促進の基本的な考え方

- 府域における運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量の9割を占める自動車からの排出量を削減するため、**府民、事業者、民間団体、行政が連携・協働して、災害時の電源活用や産業振興にも寄与する電動車の普及・利用拡大を推進**する。
- 実行計画の目標達成に向け、従来の普及啓発の取組みに加え、**電動車の普及促進に向けた新たな制度を創設**する。
- 電動車普及に着目した施策だけでなく、交通流対策や新たなモビリティサービスなどの**総合的な交通政策を踏まえ、CO<sub>2</sub>はもとより、NOx・PMの削減にも資する施策を展開**する。
- なお、ゼロエミッション車の普及にあたっては、**CO<sub>2</sub>排出が少ない電気や水素の利用拡大をめざす視点が重要**である。

## 普及促進のための具体的な方策

### 普及促進に向けた施策・制度

- ①自動車販売事業者(ディーラー)による普及促進
- ②エネルギー多量消費事業者・自動車使用事業者における導入・利用の促進
- ③レンタカー・カーシェア事業者による導入の促進
- ④府民による導入・利用の促進
- ⑤普及促進のためのその他の取組み

### インフラの整備 (次回部会で検討)

- ①プライベート利用における充電インフラ整備の促進
- ②パブリック利用における充電インフラ整備の促進
- ③水素インフラ整備の促進

## ①自動車販売事業者（ディーラー）による普及促進

### 基本的な考え方 1

○自動車による温暖化への影響について新車購入者の理解を促進するため、**自動車販売事業者において自動車の環境情報を分かりやすく提供する制度を導入**するべきである。

## 新車販売時における環境情報の説明制度を創設してはどうか

### 検討すべき項目

#### ●対象とする事業者

- ・府域に販売店舗を有し、乗用車(新車)を販売する事業者

注)現時点で電動車のラインナップがない販売店（軽自動車専門店など）についても対象とする。

#### ●購入者に提供する情報

- ・環境性能※の比較（電動車、ガソリン車など）
- ・電動車のラインナップ
- ・蓄電池として多面的利用（災害時にも活用可能な充放電機能など）

※)燃料の種別、燃料/エネルギー消費効率（CO<sub>2</sub>排出量）、エアコンの冷媒の種類・使用量 など

#### 参考：

東京都条例「自動車販売者は、その販売する新車の排出ガスの量、騒音の大きさ、燃費性能を記載した書面等をその販売事務所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対してその書面を交付し、当該新車の環境情報について説明を行わなければならない。」

▶対象事業者：規模要件なし ▶説明内容：燃料の種別、CO<sub>2</sub>排出量、エアコン冷媒、NO<sub>x</sub>、PM ほか

京都府条例「自動車の販売を業とする者は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る自動車環境情報について説明しなければならない。」

▶対象事業者：規模要件なし ▶説明内容：温室効果ガス排出量、燃料消費率、リサイクル情報 ほか

## ① 自動車販売事業者（ディーラー）による普及促進

### 基本的な考え方2

- 自動車販売事業者の計画的かつ具体的な取組みを推進し、その実績を踏まえた更なる行動を促すため、**電動車普及促進に係る販売促進計画・実績報告制度を導入**するべきである。

## 電動車販売促進計画・実績報告制度を創設してはどうか

### 検討すべき事項

#### ●対象とする事業者

- ・府域に販売店舗を有し、一定規模以上の乗用車(新車)販売実績(府域を合算)がある販売事業者

注)現時点で電動車のラインナップがない販売店（軽自動車専門店など）についても対象とする。

#### ●報告を求める項目

##### <実績>

- ・普及促進のために実施した取組み  
（キャンペーンの実施、販売促進担当者の設置 など）
- ・販売実績  
（乗用車(新車)販売台数、電動車の販売台数(種別))

##### <計画>

- ・販売促進のために翌年度実施する取組み

#### 参考：京都市条例（報告制度）

「自動車販売事業者は、毎年度、別に定めるところにより、温室効果ガスを排出しない新車又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の販売の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。」

<京都市公表の令和元年度の状況> 報告者：25事業者、全販売台数：45,389台、各事業者の販売台数の分布：114台～5,310台

▶エコカーの販売台数(計)：FCV…2、EV…106、PHV…224、その他エコカー（HV含む）…24,173

※全販売台数の約54%はエコカー

▶各事業者の販売台数に占めるエコカーの割合：

0-25%…4者、25-50%…8者、50-75%…7者、75-100%…6者

## ①自動車販売事業者（ディーラー）による普及促進

### 基本的な考え方3

- 自動車販売事業者における自主的な取組みを促進するとともに、優良事例を府域全体に波及させるため、優れた取組みを評価・公表・表彰するしくみが必要である。

## 府による評価・公表・表彰を実施してはどうか

### 検討すべき項目

#### ●評価の方法

- ・電動車普及促進に関する特徴ある取組みの実施状況

例) ・電動車の多面的な利用を購入者が実感できる情報提供や展示の工夫  
 ・地域団体と連携した試乗会 など

#### ●表彰の方法例

- ・ストップ温暖化賞
- ・おおさか環境賞

### 参考：ストップ温暖化賞/おおさか環境賞



事業活動で排出される温室効果ガスや人工排熱の抑制などについて、他の模範となる特に優れた取組みをした事業者等を表彰し、その取組みを広く公表することにより、温暖化防止等に関する対策の一層の普及を図る。

自薦  
 公募 →  
 他薦

緩和策部門
府知事賞：最大1
優秀賞：2程度
特別賞：若干数



他の模範となる豊かな環境づくりに向けた活動に取り組み、顕著な功績のあった個人・団体又は事業者を顕彰するもの

## ②エネルギー多量消費事業者・自動車使用事業者における導入・利用の促進

## 基本的な考え方 1

○エネルギー多量消費事業者および自動車使用事業者における電動車の導入・利用を促進するため、**車両の電動化に関する計画・実績についての報告制度を導入**するべきである。

## 電動車の導入計画・実績報告を追加してはどうか

## 検討すべき項目

## ●対象とする事業者

- ・大阪府温暖化防止条例の「特定事業者」

- ▷エネルギー使用量（原油換算値）が合計1,500kl/年以上である事業者
- ▷連鎖化事業者のうち、府内に設置している加盟店を含む全ての事業所のエネルギー使用量が合計して1,500kl/年以上である事業者
- ▷府内で一定規模以上(100台以上)の自動車(軽自動車を除く)を使用する事業者

## ●計画への追加項目

- ・「重点対策事項」の「エコカーの導入」を「電動車の導入」に変更し、計画期間に導入する乗用車(新車)の電動化を促進

注)導入する乗用車(新車)について  
電動車であることを求める

## ●実績報告への追加項目

- ・乗用車(新車)購入台数
- ・電動車の購入台数(種別)

注)乗用車・軽自動車の保有台数は現行制度においても項目があります

次頁にて、別に設ける計画・実績報告制度を検討

## 参考：京都市条例

「特定事業者(旅客・貨物運送業でトラック・バス100台以上所有など)は、新車の購入等をしようとするときは、次に掲げる自動車に該当するもの※の新車購入台数の割合が別に定める割合(50%)以上となるようにしなければならない。」

※) EV/FCV/PHV/LNG/HV/CDVなど

「特定事業者は、新車の購入等をしたときは、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。」

- ▶購入等をした新車の合計台数
- ▶購入した新車のうち※に該当するものの台数

## ②エネルギー多量消費事業者・自動車使用事業者における導入・利用の促進

## 基本的な考え方2

- 自動車使用事業者における電動車の更なる導入・利用の推進を図るため、新たな制度を導入すべきである
- 配送業者においては、支線配送の電動化などの取組みを広げるべきである

## 自動車使用事業者を対象とした新たな計画・実績報告制度に変更してはどうか

## 検討すべき項目

## ●対象とする事業者

- ・大阪府温暖化防止条例による「特定事業者」

▷府内で一定規模以上(100台以上)の自動車(軽自動車を除く)を使用する事業者

↓ 対象の拡大

## ○対象規模

- ※「100台以上」について対象を拡大するか  
＜検討＞拡大する規模

## ○対象車種

- ※「軽自動車」についても対象とするか  
＜課題＞該当する事業者の把握手段

## ●計画・実績報告の項目

## ＜計画＞

- ・乗用車(新車)の購入予定台数
- ・電動車の購入予定台数(種別)

## ＜実績＞

- ・乗用車(新車)の購入台数など
- ・電動車の購入台数(種別)
- ・乗用車の保有台数
- ・電動車の保有台数(種別)

注) 計画・実績報告については軽自動車を含む

注) 「府内で一定規模以上の自動車を使用する事業者」の要件のみに該当する特定事業者については、「エネルギー使用量」等の計画・報告を不要とする。

## 参考：

温暖化防止条例の自動車使用に関する要件のみに該当する「特定事業者」：110事業者（2020年度）  
府域における自動車NOx・PM法の「特定事業者」※：484事業者※<sup>2</sup>（2020年度・府届出受付分のみ）

※1：対策地域（6町村を除く府域）に使用の本拠を置く対象自動車（軽自動車を除く）を30台以上有する事業者

※2：特定事業者のうち、府に届け出のあった自動車運送事業者等以外の事業者（白ナンバー車両）

自動車運送事業者等（緑ナンバー車両）は国土交通省近畿運輸局が受付



## ②エネルギー多量消費事業者・自動車使用事業者における導入・利用の促進

## 基本的な考え方3

- **電動車がもつ充放電機能を活用する取組み**（太陽光発電の余剰電力の需給調整、BCP対策としてのバックアップ電源など）を**広げる**べきである。
- **サプライチェーン全体における自動車の電動化を促進**すべきである。
- **従業員の電動車に対する理解を促進**するなど、意識改革に努めるべきである。

## 取組みの事例

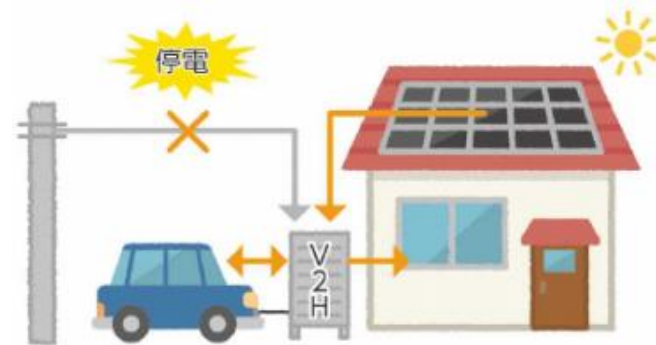
- 電動車がもつ多機能性について、「大阪エコカー協働普及サポートネット」といった官民が連携したプラットフォームを活用して先進的な事例を発信する。
- 委託先や配送事業者に電動車の利用を呼びかける。
- 従業員がマイカー通勤する場合は、電動車の使用を推奨する。
- 従業員駐車場において充電設備を設置する。また、同充電設備を一般開放する。



来客用駐車場での充電設備設置  
（イオンモールりんくう泉南）  
出所）イオングループHP「環境の取り組み」



停電時のバックアップ電源として利用  
岸和田保健所における電話交換機への給電（2018年）



EVの充放電機能を活用したV2H  
出所）関西広域連合資料

### ③ レンタカー・カーシェア事業者による導入の促進

#### 基本的な考え方

○ レンタカー・カーシェアで使用する自動車を電動化すべきである。また、電動車の利用を促進するため、事業者は自動車の環境情報を利用者へ提供すべきである。

### レンタカー等における電動車利用を促進する制度を創設してはどうか

#### 検討すべき項目

#### ● 対象とする事業者

- ・ 府域においてレンタカー・カーシェア事業を実施する事業者

#### ● 利用者への環境情報の説明制度の創設

- ・ 環境性能※の比較（電動車、ガソリン車など）
  - ・ 電動車のラインナップ
- ※) 燃料の種別、エネルギー消費効率（CO<sub>2</sub>排出量）、エアコンの冷媒の種類・使用量 など

#### 取組みの事例

- レンタカー・カーシェア事業者と連携し、利用者（府民等）の電動車の乗車機会を増やす取組みを実施

#### 参考：

神奈川県条例「自動車等を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の開発、製造、販売又は貸し渡しを行うよう努めなければならない。」

熊本県条例「自動車等の販売又は貸渡し(有償)を業とする者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの提供に努めるものとする。」

## ④府民による導入・利用の促進

### 基本的な考え方

- 府民への普及啓発にあたっては、環境性能やEV・PHVの維持費のメリット、災害時にも活用可能な充放電機能に対する認知度を高め、家庭の省エネやレジリエンス強化等につなげるため、**啓発方法の創意工夫**が必要である。
- ZEVの購入が促進されるような**インセンティブ**や**支援策**が必要である。

### 取組みの事例

- 自動車販売事業者による新車販売時における環境情報の説明制度を創設（再掲）
- レンタカー等における電動車利用を促進する制度を創設（再掲）
- 府・関係団体等による分かりやすい情報提供
- 「大阪エコカー協働普及サポートネット」といった官民が連携したプラットフォームを活用し、市町村などの環境イベントにおいて試乗体験会や展示会を開催
- 電力小売事業者によるEV・PHV所有者の料金割引プランの情報提供
- ZEV使用者に対する公共施設駐車場での優先利用
- ZEVのラインナップの状況等を踏まえた効果的な購入補助

#### 府における電動車利用促進のための取組み：

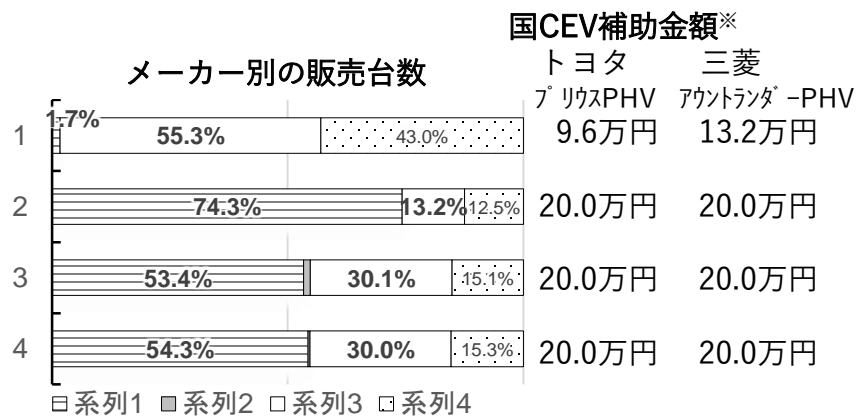
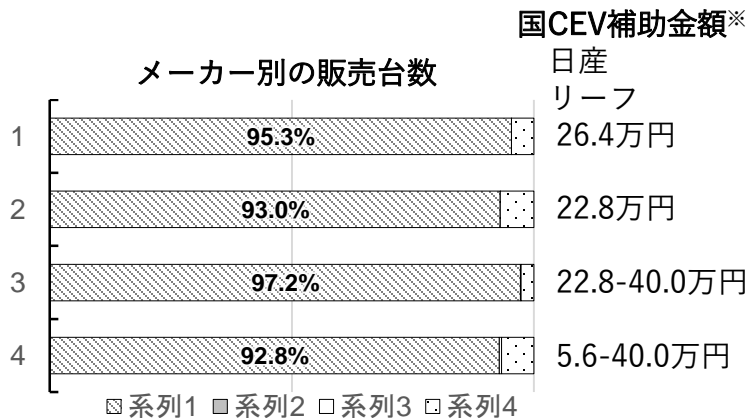
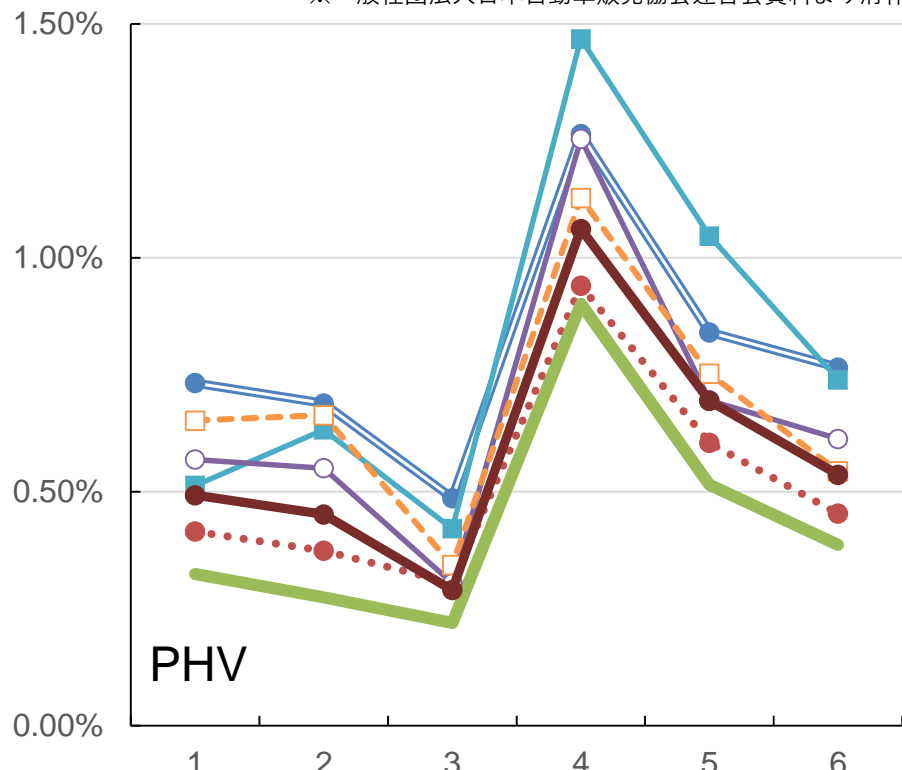
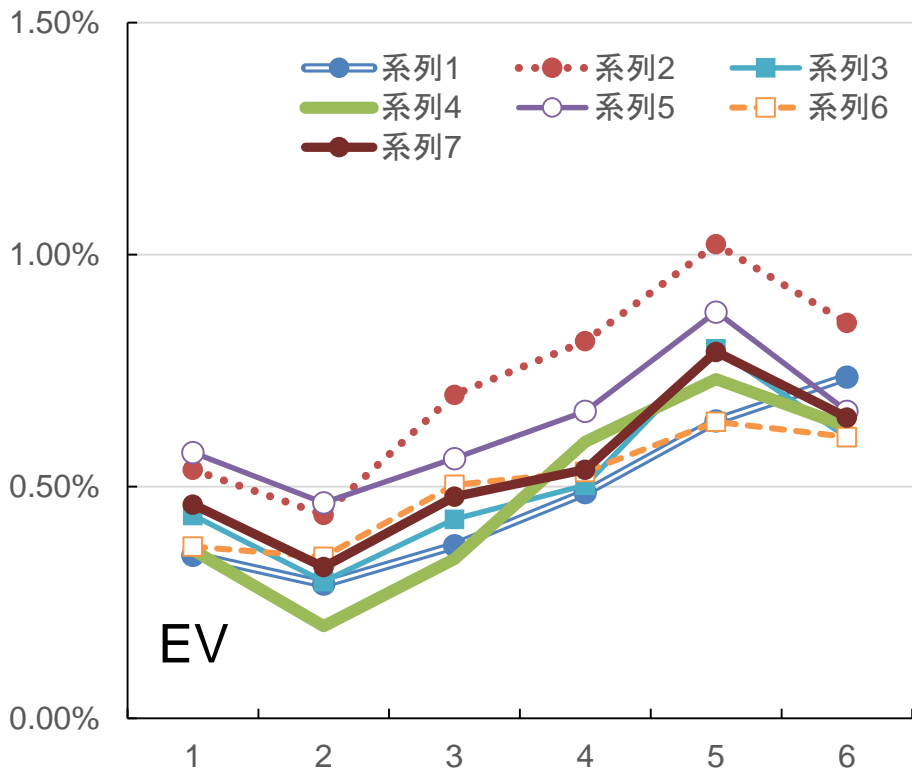
- ・充電設備を占有しにくい集合住宅について、府営住宅駐車場で実施するカーシェア事業にてEV・PHVの利用を要件として公募
- ・府営公園駐車場でEV・FCV優先ゾーンを設置



府営公園での優先ゾーン  
（現在、8箇所の府営公園駐車場の他、  
4箇所の民間施設に設置）

参考：各都府県における新車販売台数に占めるEV・PHVの割合（乗用車+貨物車、軽自動車除く）

※一般社団法人日本自動車販売協会連合会資料より府作成



※各年度の1台あたりの補助金額

## ⑤ 普及促進のためのその他の取組み

### 取組みの事例

- 「バッテリー戦略推進センター」（大阪府産業創造課内）において、電動車に関係する電池関連ビジネスなどの一層の拡大をめざし、関連事業者との連携に加え、技術と意欲ある中小・中堅企業のビジネス拡大を支援
- 自動車関連製造事業者等で構成される「大阪エコカー協働普及サポートネット」といった官民が連携したプラットフォームを活用した取組促進（メーカー等とZEVの普及に向けた実証事業など）
- 国と連携・協力した電動車の普及に資する技術開発等への支援
- 「大阪府ゼロエミッション車等導入指針」によりZEVなどを優先導入し、府公用車の電動化を推進
- 市町村公用車や地域公共交通等における電動車の導入を働きかける

「大阪エコカー協働普及サポートネット」の拡充  
「大阪エコカー普及戦略」を改訂し、ZEVを中心とする  
電動車の普及推進に向け、「サポートネット」構成員に  
より官民共同の取組みを進める。

### サポートネット構成員

自動車メーカー、ディーラー、充電器メーカー、  
商社・リース、旅行会社や行政機関など計76団体